
業 務 請 負 契 約 書

契約書No.2017CCS062

日 本 C C S 調 査 株 式 会 社

X X X X X X X X X X X X X X

業務請負契約書

日本CCS調査株式会社（以下「甲」という。）とXXXXXXXXXX（以下「乙」という。）とは、甲が計画する「平成29年度CCSの社会的受容性の調査・分析業務」（以下「本業務」という。）を乙に発注することについて、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に基づき誠実にこれを履行するものとする。

（本業務の発注）

- 第 1 条 甲は、本契約並びに別冊甲の「平成29年度CCSの社会的受容性の調査・分析業務」仕様書（以下、質疑応答書を含めて「仕様書」という。）及び乙の「企画書」に基づき本業務を乙に発注し、乙はこれを受注するものとする。
- 2 甲及び乙は本業務内容を確認し調整した上で、乙は「実施計画書」を作成し甲に提出するとともに、これに基づき本業務を行うこととする。

（本業務完了期限）

- 第 2 条 本業務の完了期限は、平成30年2月20日とし、乙は仕様書に定められた提出書類等（以下「成果物」という。）を甲に提出し、第12条に規定する甲の検査に合格しなければならない。

（業務請負料金等）

- 第 3 条 甲は、本契約に基づく本業務の対価として、金XXXXXXXXXX円（消費税等XXXXXXXX円を含む。）を乙に支払うものとする。

（支払方法）

- 第 4 条 第12条に規定する本業務の検収日以降、乙は甲に前条に定める業務請負料金を請求できるものとする。甲は、検収日の属する月の翌月末までに現金を以って乙に支払うものとする。
- ただし、遅くとも平成30年3月31日までに支払うものとする。

（権利・義務の譲渡等の禁止）

- 第 5 条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならないものとする。ただし、甲の事業を承継する法人に甲の本契約上の権利及び義務を譲渡又は承継する旨、甲があらかじめ乙に書面にて通知を行った場合は、この限りではない。

(一括下請負の禁止等)

第 6 条 乙は、本業務の全部又は大部分若しくは重要部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲は、乙に対し、下請負人（受任者、孫請人等を含む。以下同じ。）の名称及びその他必要な事項の通知を求めることができる。

(報 告)

第 7 条 乙は、甲の指示に基づき、乙が受託した本業務の実施状況等に関する報告を行うものとする。

(本業務関係者に関する措置請求)

第 8 条 甲は、乙の使用人又は下請負人の使用人その他の本業務関係者（以下「乙の本業務関係者」という。）のうち、本業務の実施につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対してその理由を書面により明示して交代を求めることができる。この場合において、当該交代に要する費用は乙の負担とする。

(業務内容の変更、中止等)

第 9 条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書及び企画書の内容又はすでになした甲の指示に関して、書面を以って乙に通知することにより、変更又は本業務の全部若しくは一部を一時中止し、第 16 条の規定にかかわらず本契約を解除することができるものとする。この場合において、業務完了期限及び業務請負料金に変更の必要があれば、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

2 前項の場合において、乙に損害が発生したときは、乙は甲に対し本契約に係る直接的損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、この賠償額は、業務請負料金を上回るものではなく、甲乙協議の上これを決定するものとする。

(期間の延長)

第 10 条 乙は、乙の責に帰することのできない事由、又はその他正当な事由により業務完了期限までに本業務を完了することができないことが明白となったときは、甲に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により業務完了期限の延長を求めることができるものとする。この場合における延長日数は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により業務完了期限までに本業務を完了することができない場合は、業務完了期限の翌日から起算して遅延 1 日につき第

3条に規定する業務請負料金額の1,000分の1相当額の遅延金を乙に支払う業務請負料金額から差し引くものとする。

(損害の負担)

第11条 乙は、本契約の履行にあたり乙の責に帰すべき事由により、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負い、甲に些かも累を及ぼさないものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。また、損害の発生が乙の責に帰することができない場合は、この限りでない。

2 前項により乙の賠償する上限金額は業務請負金額とする。

(成果物の提出及び検収)

第12条 乙は、すべての成果物を第2条に規定する業務完了期限までに甲に提出し、検収のための甲の検査を受けなければならない。甲は、すべての成果物を受理したときは、速やかに検査を行い、委託業務の完了を確認しなければならない。

2 前項の検査の結果、甲より修正を要求されたときは、乙は遅滞なくこれに応じ、甲の再検査を受けなければならない。

3 第1項及び前項の検査に合格したとき、乙は甲に全ての成果物を引渡すものとし、この引渡しを以って本業務の完了、検収とする。

(権利の帰属)

第13条 本契約の履行により作成され、乙から甲に引渡された成果物に対する所有権、著作権等一切の権利は、引渡された日を以って乙から甲に移転するものとする。ただし、第三者が所有する権利の対象となっているものはこの限りではない。

(特許権等の使用)

第14条 乙は、本契約の履行にあたり、特許権等の産業財産権その他第三者が権利を有する方法を使用するときは、その使用に関する一切の責を負い、第三者の権利の侵害により甲に法律上、経済上の損害を及ぼさないものとする。ただし、甲がこの使用を指示したものはこの限りではない。

(成果物の瑕疵に対する乙の責任)

第15条 甲は、成果物の引渡しを受けたのちにその成果物に瑕疵が発見された場合、乙に対して、追完及び損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償の請求については、その瑕疵が乙の責に帰すことのできない事由に基づく場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による瑕疵の追完又は損害賠償の請求は、第12条第3項の規定による引渡しを受けた日から1年以内、若しくは、成果物に基づき工事が行われる場合には、工事完成後1年以内のいずれか早い時までに行わなければならない。
- 3 第1項の規定による損害賠償額は、第3条に規定する本契約に基づく本業務の対価の10%を上限額として、甲乙協議の上、これを決定するものとする。ただし、乙の責に帰する成果物の瑕疵の追完については、上限を定めない。
- 4 甲は、成果物の交付の際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定に拘わらず、その旨を直ちに通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、成果物の瑕疵が甲の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったとき、又は知ることができたときは、この限りでない。

(解除権)

- 第16条 甲及び乙は、次の各号の一に該当するときは、相手方に書面を以って通知し、本契約を解除することができるものとする。
- (1) 相手方の責に帰すべき事由により、本業務の目的が達成できないと明らかに認められるとき
 - (2) 相手方の責に帰すべき事由により、本契約に定める協議が成立しないとき
 - (3) 相手方の責に帰すべき事由により、相手方が本契約に違反し、当方が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき
 - (4) 本契約の履行について相手方に不正行為があったとき、又は乙が甲の行う検査若しくは監督を妨げたとき
 - (5) 前各号の他、相手方の責に帰すべき事由により、本契約を維持することが相当でないと認められるとき
- 2 甲は、前項の一により本契約を解除するときは、乙に対し本契約解除の日までに乙が行った業務の対価を支払うことにより、乙がそれまでに作成した成果物の引渡しを、乙より受けることができるものとする。
 - 3 甲は、乙の責による事由に基づき第1項の規定により本契約を解除したときは、解除により生じた直接的損害の賠償を、乙に請求することができるものとする。
 - 4 第2項及び前項の規定による業務の対価及び賠償額は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。
ただし、その上限金額は第3条の業務請負料金とする。

(機密の保持)

第17条 甲及び乙は、本契約の履行にあたり相手方より提供を受けた資料、並びに本契約履行に関連して知り得た相手方の機密事項一切について秘密を保持し、本契約終了後においても一切第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 相手方の事前の書面による承諾を得ているとき。及び、乙が本業務を完了するために必要な範囲内で第三者に開示し、かつ、本条に定める機密保持義務と同内容の義務を第三者に課したとき
- (2) 公知となったもの
- (3) 相手方から開示を受けたとき、すでに当方自ら保有していたもの
- (4) 当方が、第三者から適法に入手したもの
- (5) 当方が、本契約と無関係に自ら、若しくは第三者と共同で開発したもの

(仕様書等との齟齬)

第18条 本契約書と仕様書の条項並びに実施計画書の内容に齟齬がある場合には、本契約に定めるものが優先されるものとする。

(協議)

第19条 本契約に定めのない事項、及び本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を保有する。

平成29年XX月XX日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
日本 C C S 調査株式会社
取締役総務部長 塩 見 晋

乙 X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X